

## 主張

民主政権になって労働者派遣法は、大幅に見直されることになろう。野党時代に国会へ提出された法案では、日雇い派遣の全面禁止、物の製造の業務への派遣禁止などがう

たわれており、目下、関係者は固唾を飲んで成り行きを見守っているところである。

昭和60年の法施行以来、労働者派遣は、「一時的・臨時的」な位置付けで、常用労働者(正社員)の雇用機会を奪うことをタブーとし、以来、今日まで真の意味での市民権を与え

られていない。しかし、派遣労働者数は、320万人を数えており、流浪の民ではなく、社会的必要性は非常に高い。

平成16年の改正によって、期間が3年に延長されるとともに、産業界で偽装請負として利用されていた製造分野の

### 機能しない派遣3年の意見聴取

業務も解禁となった。期間制限到達後に訪れる派遣先の直

接雇用義務の適用年に当たる今年には、製造派遣先の大引抜きを予測し、09年問題と大騒ぎしていた。一転、昨年9月のリーマン・ショックによって、貿易立国日本の輸出

は、極度の不振に見舞われ、派遣切りが社会的問題に浮上するに至った。09年問題は、派遣労働者の引抜きから一排出危機へと180度の転換となったわけだ。まさに一時的・臨時的な扱いの結果である。市民権を付与する観点か

ら逆説的ながら、基本的なルール違反を追及したい。自由化業務の派遣期間は基本的に「1年」である。期間制限いっぱい3年の派遣労働者を受け入れようとする場合、①派遣スタッフを受け入れようとする業務②その期間

と開始予定時期について、過半数労働組合もしくは過半数労働者代表者から意見を求めなくてはならない。結果的に労働者側が意見の聴取を拒否した場合でも、そのような手続きを踏んだ事実が証明されれば、3年間への期間延長は可能である。が、この手続きをまったく行っていない派遣先がかなり存在するという。

正社員の雇用機会を奪う恐れがあるとして、一時的・臨時的労働者としての位置付けを続ける以上、派遣先はもとより、当局も監視の姿勢をもっと強める必要がある。それが派遣労働者への市民権付与に繋がるともいえよう。